

八

濟

法甲第三八号

案起
昭和二十七年五月六日
閣議決定昭和二十七年五月六日
上奏昭和二十七年五月六日
施行昭和二十七年五月七日
公布昭和二十七年五月七日

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

内閣総理大臣官房総務課長

総理府事務官

木村國務大臣

馬

高橋國務大臣

龍

野田國務大臣

卯

周東國務大臣

五

池田國務大臣

山

村上周務大臣

義

大橋國務大臣

福

山崎國務大臣

也

天野國務大臣

下

佐藤國務大臣

通

岡崎國務大臣

智

廣川國務大臣

通

吉武國務大臣

五

岡野國務大臣

五

別紙衆議院議長奏上のポツダム宣言の受諾

に伴い発する命令に關する件に基く法務府
關係諸命令の措置に關する法律公布の件は、
奏上のとおり公布を奏請することとした
い。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關す
る件に基く法務府關係諸命令の措置に關す
る法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年五月七日

内閣総理大臣

法律第百三十七号

(奏上のとおり。)

内閣総理大臣

法務總裁

厚生大臣

内

閣

ポツダム宣言の受諾に伴い発する件に基
く法務府関係諸命令の措置に関する法律
の公布を奏上する件了承いたしました。

昭和二十七年五月七日

法務総裁



法務府法意 第三九号
昭和二十七年五月七日

国会はポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律の公布を奏上いたします。

昭和二十七年五月六日
衆議院議長 林 譲治



衆議院事務総長大池真



ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する

法律

(将来存続すべき命令)

第一條 左に掲げる命令及び命令の規定は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も法律としての効力を有するものとする。

一 政治犯人等の資格回復に関する件(昭和二十年勅令第七百三十号)

二 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令(昭和二十二年勅令第九号)

三 沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令(昭和二十三年政令第三百六号)

四 会社等臨時措置法等を廃止する政令(昭和二十三年政令第四百二号)附則第五條、第七條及

び第九條

(命令の廃止)

第二條 左に掲げる命令は、廃止する。

- 一 民事裁判権の特例に関する勅令(昭和二十一年勅令第二百七十三号)
- 二 連合国占領軍財産等收受所持禁止令(昭和二十四年政令第三百八十九号)
- 三 財閥商号の使用の禁止等に関する政令(昭和二十五年政令第七号)
- 四 外国人の商号に関する臨時措置令(昭和二十五年政令第十二号)
- 五 連合国人に対する刑事事件等特別措置令(昭和二十五年政令第三百二十四号)
- 六 占領目的阻害行為処罰令(昭和二十五年政令第三百二十五号)
- 七 正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願予備將校であつた者の調査に関する件(昭和二十一年内務省令第三十号)

八 出生、死亡及び死産の報告に関する件(昭和二十二年司法省令厚生省令第一号)

(廃止した命令に関する経過規定)

第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 旧外国人の商号に関する臨時措置令第一條第三項の期日までに同條第一項の規定による請求のあつた場合については、なお従前の例による。

3 前二項に規定するものを除く外、この法律の施行に伴い必要な経過的措施は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、^{公布}日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「連合国最高司令官の要求に基く正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願予備將

校であつた者の調査等に関する事項」を削る。

第七條第三項第二号を削る。

法甲三八

昭和二十六年十一月 日

内閣官房長官
内閣官房副長官

内閣総理大臣官房総務課長

内閣総理大臣

法務総裁

大橋	國務大臣	大橋	根本	國務大臣	保利	國務大臣	谷	國務大臣
池田	國務大臣	高橋	國務大臣	野田	國務大臣	野田	國務大臣	國務大臣
天野	國務大臣	山崎	國務大臣	岡野	國務大臣	岡野	國務大臣	國務大臣
橋本	國務大臣	佐藤	國務大臣	周東	國務大臣	周東	國務大臣	國務大臣

別紙がその宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基
て法務府関係諸命令の措置に関する法律案

を起案提出する。

法律案

呈案の通り

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く
法務府関係諸命令の措置に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和二十一年一月三日

内閣総理大臣

この法律公布の際の署名大臣は、次の通りとすること。

法務総裁

厚生大臣

内閣総理大臣

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府
関係諸命令の措置に関する法律

（沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の
一部改正）

第一条 沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政
令（昭和二十三年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「沖繩、北緯三十度以南北緯二十七度以北の南西
諸島（中ノ島及び手論島を含む。）」を「北緯二十九度以南の南西
諸島」に改める。

（将来存続すべき命令）

第~~五~~条 前条に規定する命令並びに左に掲げる命令及び命令の規定は、
日本国との平和条約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効
力を有するものとする。

一 政治犯人等の資格回復に関する件（昭和二十年勅令第七百三十

号)

二 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令(昭和二十二年勅令第九号)

三 沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令(昭和二十三年政令第三百六号)

四 会社等臨時措置法等を廃止する政令(昭和二十三年政令第四百二号)附則第五条、第七条及び第九条

(命令の廃止)

第三條 左に掲げる命令は、廃止する。

一 民事裁判権の特例に関する勅令(昭和二十一年勅令第二百七十三号)

二 連合国占領軍財産等收受所持禁止令(昭和二十四年政令第三百八十九号)

三 財閥商号の使用の禁止等に関する政令(昭和二十五年政令第七号)

四 外国人の商号に関する臨時措置令(昭和二十五年政令第十二号)

五 連合国人に対する刑事事件等特別措置令(昭和二十五年政令第三百二十四号)

六 占領目的阻害行為処罰令(昭和二十五年政令第三百二十五号)

七 正規陸海軍将校又は陸海軍特別志願予備将校であつた者の調査に関する件(昭和二十一年内務省令第三十号)

八 出生、死亡及び死産の報告に関する件(昭和二十二年司法省令厚生省令第一号)

(廃止した命令に関する経過規定)

第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3/2 旧外国人の商号に関する臨時措置令第一條第三項の期日までに同様の措置は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行

号)

二 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令(昭和二十二年勅令第九号)

三 沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令(昭和二十三年政令第三百六号)

四 会社等臨時措置法等を廃止する政令(昭和二十三年政令第四百二号)附則第五条、第七条及び第九条

(命令の廃止)

第五條 左に掲げる命令は、廃止する。

一 民事裁判権の特例に関する勅令(昭和二十一年勅令第二百七十三号)

二 連合国占領軍財産等收受所持禁止令(昭和二十四年政令第三百八十九号)

三 財閥商号の使用の禁止等に関する政令(昭和二十五年政令第七号)

四 外国人の商号に関する臨時措置令(昭和二十五年政令第十二号)

五 連合国人に対する刑事事件等特別措置令(昭和二十五年政令第三百二十四号)

六 占領目的阻害行為処罰令(昭和二十五年政令第三百二十五号)

七 正規陸海軍将校又は陸海軍特別志願予備将校であつた者の調査に関する件(昭和二十一年内務省令第三十号)

八 出生、死亡及び死産の報告に関する件(昭和二十二年司法省令厚生省令第一号)

(廃止した命令に関する経過規定)

第三條 一の法律の施行前にした行為に対する罰則の適用は、前項の規定するものを除く外、この法律の施行に伴い必要な経過

的措置は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行

号)

二 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令(昭和二十二年勅令第九号)

三 沖繩県原事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令(昭和二十三年政令第三百六号)

四 会社等臨時措置法等を廃止する政令(昭和二十三年政令第四百二号)

附則第五条、第七条及び第九条

(命令の廃止)

第三條 左に掲げる命令は、廃止する。

一 民事裁判権の特例に関する勅令(昭和二十一年勅令第二百七十三号)

二 連合国占領軍財産等收受所持禁止令(昭和二十四年政令第三百八十九号)

三 財閥商号の使用の禁止等に関する政令(昭和二十五年政令第七号)

四 外国人の商号に関する臨時措置令(昭和二十五年政令第十二号)

五 連合国人に対する刑事事件等特別措置令(昭和二十五年政令第三百二十四号)

六 占領目的阻害行為処罰令(昭和二十五年政令第三百二十五号)

七 正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願予備將校であつた者の調査に関する件(昭和二十一年内務省令第三十号)

八 出生、死亡及び死産の報告に関する件(昭和二十二年司法省令厚生省令第一号)

(廃止した命令に関する経過規定)

第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、

第三條 第一項の規定による請求のあつた場合については、なお従前の例
前項に規定するものを除く。この法律の施行に伴ふ必要な経過
的措置は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行

する。

二条の規定に係る部分は、同条第六条(四)の規定によりすべての
合議の占領軍が日本国から撤退した日の翌日から施行する。

2 法務府設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のよ
うに改正する。

第一条第三項中「、連合国最高司令官の要求に基づく正規陸海軍将
校又は陸海軍特別志願予備将校であつた者の調査等に関する事項」
を削る。

第七条第三項第二号を削る。

理由

日本国との平和条約の効力の発生に伴い、ポツダム宣言の受諾に伴
い発する命令に関する件に基づく法務府関係諸命令について、~~改廃~~等の
措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和二十六年十一月二十九日法意四印

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く
法務府関係諸命令の措置に関する法律案参考資料

法務府法制意見第四局

目次

- 一 沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令
- 二 政治犯人等の資格回復に関する件
- 三 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令
- 四 会社等臨時措置法等を廃止する政令
- 五 旧会社等臨時措置法（抄）
- 六 旧会社等臨時措置法施行令（抄）
- 七 民事裁判権の特例に関する勅令（抄）
- 八 連合国占領軍財産等収受所持禁止令
- 九 財閥商号の使用の禁止等に関する政令
- 十 外国人の商号に関する臨時措置令
- 十一 連合国人に対する刑事事件等特別措置令
- 十二 占領目的阻害行為処罰令
- 十三 正規陸海軍将校又は陸海軍特別志願予備将校であつた者の調査に
関する件
- 十四 出生、死亡及び死産の報告に関する件
- 十五 法務府設置法（按）

沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の
特別措置に関する政令

（戸籍及び寄留事務）

昭和二十三年九月三十日
政令第三百六号

第一条 沖繩、北緯三十度以南北緯二十七度以北の南西諸島（口之島及び与論島を含む。）・小笠原諸島・硫黄列島及び南鳥島のうち法務府令で定める地域に本籍を有する者の戸籍及び寄留事務で、本籍地の市町村長の管掌すべきものは、他の法令の規定にかかわらず、法務府令で定める法務局に勤務する法務府事務官で、法務総裁の指定する者が、管掌する。

2 法務総裁は、前項の事務のため、当該法務局の所在地にその法務局の支局又は出張所を置くことができる。

3 第一項の事務に関しては、市町村長の戸籍及び寄留事務の処理に関する他の法令の規定は、同項の規定により指定された法務府事務

官に、市役所又は町村役場に關する他の法令の規定は、前項の支局に準用する。

4 第一項の事務は、当該法務局長が、監督する。

5 第一項の事務につき、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）及び寄留手続令（大正三年勅令第二百二十六号）の規定によつて納める手数料は、国の収入とする。

「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件

（昭和二十年勅令第五百四十二号）ニ基ク政治犯人等

ノ資格回復ニ關スル勅令

勅令第七百三十号

別表一ニ掲グル罪ヲ犯シ本令施行前刑ニ処セラレタル者ハ人ノ資格ニ關スル法令ノ適用ニ付テ將來ニ向テ其ノ刑ノ言渡ヲ受ケザリシモノト看做ス但シ左ニ掲グル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

一 別表一ニ掲グル罪ニ該ル行為ガ同時ニ別表二ニ掲グル罪名ニ觸ルルトキ又ハ別表二ニ掲グル罪ニ該ル行為ノ手段若ハ結果タルトキ

二 別表一ニ掲グル罪ト別表二ニ掲グル罪トノ併合罪ニ付併合シテ一個ノ刑ニ処セラレタルトキ但シ別表二ニ掲グル罪ニ付既ニ大赦アリタル場合ヲ除ク

別表一ニ掲グル罪ト別表一及別表二ニ掲ゲザル罪トノ併合罪ニ付併合シテ一個ノ刑ニ処セラレタル者ニ對シ別表一ニ掲グル罪ニ付既ニ大赦

アリタル場合ニ於テハ別表一及別表二ニ掲ゲザル罪ニ関スル刑ニ付前
項ノ規定ヲ準用ス
刑ノ言渡ニ基ク既成ノ効果ハ前二項ノ規定ニ依リ変更セラルルコトナ
シ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表一

一 刑法第七十四条及第七十六条ノ罪

(二号以下略)

別表二

一 刑法第二編ノ罪但シ第七十四条、第七十六条、第八十一条乃至第
八十九条及第百五条ノ二乃至第百五条ノ四ノ罪ヲ除ク

(二号以下略)

「ボツダム」宣言の受諾に伴い発する命令に関する件
(昭和二十年勅令第五百四十二号)に基く婦女に売淫
をさせた者等の処罰に関する勅令

勅令第九号

第一条 暴行又は脅迫によらないで婦女を困惑させて売淫をさせた
者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。
第二条 婦女に売淫をさせることを内容とする契約をした者は、こ
れを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。
第三条 前二条の未遂罪は、これを罰する。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

行政執行法の一部を次のように改正する。

第二条中「密売淫」を「売淫」に改める。

第三条中「密売淫犯者」を「売淫犯者」に、「密売淫」を「売淫」

に改める。

会社等臨時措置法等を廃止する政令

（昭和二十三年十二月三十一日）
政令第四百二号

内閣は、ポツダム宣言の文諾に伴い発する命令に準ずる件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基づき、この政令を制定する。

会社等臨時措置法（昭和十九年法律第三号）及び会社等臨時措置法施行令（昭和十九年勅令第四百十二号）は、廃止する。

附 則

第一條 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

第二條 旧会社等臨時措置法（以下旧法という。）第二條から第三條ノ二まで及び第五條並びに旧会社等臨時措置法施行令（以下旧令という。）第一條から第二條ノ三まで及び第四條の規定は、前條の規定にかかわらず、昭和二十四年十二月三十一日まで、なおその効力を有する。

2 旧法第八條及び旧令第十七條の規定は、前項に掲げる規定を準用する範圍において、昭和二十四年十二月三十一日まで、なおその効力を有する。

第三條 この政令の施行前、株主總會招集の通知を發し、又はこれに代る公告をした場合においては、その總會を招集する地については、旧法第三條の三の規定は、なおその効力を有する。

第四條 この政令の施行前、旧法第四條ノ二（同法第八條において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、取締役若しくは清算人又はこれらに準ずるものが同條の認可を得て決した事項について、同條及び旧法第八條並びに旧令第三條ノ八から第三條ノ十まで及び第十三條ノ二の規定は、なおその効力を有する。

第五條 昭和二十四年十二月三十一日までになした社債（債券を含む。以下同じ。）の登記については、旧法第五條及び第八條並びに旧令第四條及び第十七條の規定は、その社債の總額の償還が果たされたことの登記が完了するときまでなおその効力を有する。

第六條

合併をなす会社その他の法人の一方若しくは双方又は資本を減少する会社若しくは出資一口の金額の減少をなす会社以外の法人がその業務について官庁の監督を受ける場合において、この政令の施行前、商法（明治三十二年法律第四十八号）第百條第一項の公告をしたときは、同項の規定による催告については、旧法第七條及び第八條並びに旧令第十一條及び第十六條の規定は、なおその効力を有する。

第七條 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法第九條の規定は、なおその効力を有する。

第八條 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項を次のように改める。

社債ノ登録ハ社債權者ノ請求ニ依リテ之ヲ為ス

第七條但書を削る。

第九條 この政令の施行前、改正前の社債等登録法第三條第一項第二号（同法第十四條において準用する場合を含む。）の規定に基

き登録した社債については、改正前の同法の規定は、なおその効力を有する。

第十條 社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）の一部を次のように改正する。

第三十七條ノ二を削る。

旧会社等臨時措置法（抄）（昭和十九年法律第三号）

第五條 勅令ヲ以テ定ムル株式会社ノ社債ノ登記ニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第八條 第三條乃至前條ノ規定ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ会社ニ非ザル法人ニ之ヲ準用ス

第九條 取締役、監査役若ハ清算人又ハ此等ニ準ズル者第四條ノ二（前條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル認可ノ申請又ハ第四條ノ三（前條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル意見ノ報告ヲ為スニ当リ監督官庁又ハ裁判所ニ対シ不実ノ申述ヲ為シ又ハ事実ヲ隠蔽シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ処ス

旧会社等臨時措置法施行令（抄）

（昭和十九年勅令第四百四十二号）

第四條 日本興業銀行、日本勧業銀行其ノ他司法大臣ノ指定スル株式

会社ノ社債ノ登記ニ在リテハ社債ノ総額（社債ノ総額ヲ數回ニ分チ
発行スル場合ニ於テハ各回ノ発行金額トス以下同ジ）ヲ登記スルヲ
以テ足ル

前項ノ社債ニ付テハ變更ノ登記ハ之ヲ為スコトヲ要セズ但シ其ノ総
額ノ償還アリタルトキハ其ノ登記ヲ為シ且毎年三月末ニ於ケル其ノ
償還ヲ了ヘザル額ノ合計額ヲ本店ノ所在地ニ於テハ四週間、支店ノ
所在地ニ於テハ五週間以内ニ登記スルコトヲ要ス

前二項ノ登記ノ申請ハ会社ヲ代表スベキ取締役ニ於テ之ヲ為スヲ以
テ足ル

第十七条 第四条ノ規定ハ司法大臣ノ指定スル堂団、金庫及此等ニ準
ズルモノノ債券ノ登記ニ之ヲ準用ス

○昭和二十一年勅令第二百七十三号

（民事裁判権の特例に関する勅令）（抄）

（昭和二十一年五月十五日
勅令第二百七十三号）

第一条 民事に関する裁判権は、連合国占領軍に附属し、又は随伴す
る連合国の人又は団体に対しては、これを行はない。

（昭和二十一年勅令四七五。一部改正）

連合軍占領軍財産等收受所持禁止令

昭和二十四年八月十九日
政令第三百八十九号

第一条 米軍軍票 (United States Military Payment Certificates)、英国軍票

(British Armed Forces Special Vouchers)、英国占領軍の使用する一

ニ一若しくは半ペニーのオーストラリア銅貨幣若しくは連合軍占領軍の発行する外国貿易支払票 (Foreign Trade Payment Certificates)又は偽造、変造若しくは模造に係るこれらの物は、他の法令に別段の定めがある場合を除く外、收受し、又は所持してはならない。

第二条 連合軍占領軍又は連合軍占領軍の要員 (連合軍占領軍の將兵又は連合軍占領軍に附属し、若しくは随伴する者をいう。以下同じ。)の財産 (日本国の通貨を除く。以下同じ。)は、公に認められた場合を除く外、收受し、又は所持してはならない。

2 前項に規定する公に認められた場合とは、左の各号に掲げる場合を含むものとする。但し、これらの場合に限られるものではない。
一 左に掲げる財産を收受し、又は所持する場合

イ 日本国政府機関その他日本国の公の機関を通じて交付される財産

ロ 連合国占領軍により日本国政府機関を通じて配給のために放出される医療品及び医療器具

ハ 連合国占領軍の指定する救済機関を通じて受け渡される財産
ニ 連合国占領軍により日本国内における消費又は加工のために放出される輸入品

ホ 修繕し、若しくは洗たくするため又は連合国占領軍若しくは連合国占領軍の要員に雇用されていることに伴う職務を行うために収受し、又は所持される財産

ヘ 書籍及び教育資料（連合国占領軍の政策又は規則に反する宣伝をするためのものを除く。）

ト 連合国占領軍の命令によりその収受又は所持を許可された財産

二 連合国占領軍の要員の財産たる自動車（乗用自動車、貨物自動車その他の自動車（けん引自動車、被けん引自動車及びスクーターを含む。）をいう。以下同じ。）で、日本国内で生産された日本国の通貨を支払つて自動車販売業者から取得されたもの（以下「和製自動車」という。）を、対価として日本国の通貨を支払つて収受する場合

三 連合国占領軍の要員の財産で自動車以外のもの及び和製自動車を、贈与により収受する場合

四 前号に規定する場合を除く外、連合国占領軍の要員の財産（連合国占領軍の酒保、陸軍又は空軍用物資交換所、艦船用店舗その他これらに類似する機関から取得された財産を除く。）で自動車以外のもの及び和製自動車を、交換又は代物弁済による等対価として日本国の通貨を支払わないで収受する場合

第三条 前条第二項第三号の規定により収受することができる場合に

においても、その收受された財産（和製自動車を除く。）は販売その他の商取引の用に供してはならない。

2 前項の財産は、販売その他の商取引の用に供する目的をもつて所持してはならない。

第四条 第一条、第二条第一項又は前条の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五条 第一条又は第二条第一項の違反があつた場合において、その違反行為に係る財産で犯人が所持するものは、左の各号に掲げる物を除く外、没収する。

一 米国軍票、英国軍票又は英国占領軍の使用する一ペニー若しくは半ペニーのオーストラリア銅貨幣

二 連合国占領軍の財産

三 連合国占領軍の要員が所有権その他の権利を主張し、その引渡を請求した財産

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 連合国占領軍、その将兵又は連合国占領軍に附属し、若しくは随伴する者の財産の收受及び所持に関する政令（昭和二十二年政令第百六十五号。）は、廃止する。但し、この政令施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則（昭二五政三〇一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭二六政三三一号）

この政令は、公布の日から施行する。

○財閥商号の使用禁止等に関する政令

(昭和二十五年一月二十一日
政令第七号)

改正

昭和二十五年五月二十九日政令第一六八号
同 二六年三月二十九日同 第五六号
同 二六年六月八日法律第二一一号
同 二六年六月三〇日政令第二四七号
同 二六年七月一〇日同 第二六一号

財閥商号の使用の禁止等に関する政令をここに公布する。

財閥商号の使用の禁止等に関する政令

内閣は、ホツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十一年勅令第五百四十二号）に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一條 この政令において「財閥文字」とは、別表第一に掲げる文字及び大蔵大臣が次條の規定に従い指定する文字（これらの文字と称呼の同一又は類似のもの及び外国語に翻訳したものを含む。）を

いう。

2 この政令において「財閥商号」とは、別表第二に掲げる商号及び大蔵大臣が次條の規定に従い指定する商号（これらの商号と称呼の同一又は類似のもの及び外国語に翻訳したものを含む。）をいう。

（昭和二六政二六一・一部改正）

（財閥文字及び財閥商号の指定）

第二條 大蔵大臣は、会社の証券保有制限等に関する勅令（昭和二十一年勅令第五百六十七号）第十四條第一項の規定に基き、商号の使用を禁止する旨の処分をしたときは、その商号中に含まれる文字のうち、同條同項第一号若しくは第二号にいう共通の文字又は同項第三号に掲げる文字を財閥文字として指定し、その商号を財閥商号として指定しなければならない。

2 前項の指定は、官報に掲載して行う。

（昭和二六政二六・一部改正）

（変更の登記又は登記の抹消）

第三條 財閥文字を含む商号又は財閥商号と同一若しくは類似の商号について、この政令施行の際（前條の規定により指定された文字又は商号にかかるものについては、その指定の際。以下同じ。）現に登記をしている者は、昭和二十七年六月三十日（前條の規定により指定された文字又は商号にかかるものについては、その指定の日から一年を経過する日。以下同じ。）までに、その変更の登記又は登記の抹消をしなければならない。但し、同日までに解散し、企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の規定に基き解散する旨を定めた整備計画につき主務大臣の認可を申請し、又は持株会社整理委員会かその解散を承認した会社は、この限りでない。

2 会社の商号について前項の違反行為があつたときは、その会社について、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八條第一項の規定に該当する事由があるものとみなす。この場合において、法務総裁は、職務上前項の違反行為があつたことを知つたとき又は

非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三百三十五條ノ五の規定による登記官吏の通知を受けたときは、商法第五十八條第一項の解散の命令の請求をしなければならない。

3 第一項の規定は、会社の証券保有制限等に関する勅令第十四條第一項の規定に基き持株会社整理委員会がこの政令施行前になした処分を妨げるものではない。但し、第一項に規定する期間をこえて変更の登記又は登記の抹消を指示するものについては、この限りでない。

（昭二五政一六八・昭二六政五六・昭二六法二二一・一部改正）

（登記の禁止）

第四條 財記文字を含む名称又は財記商号と同一若しくは類似の名称は、商号として登記することかできない。

第五條 前條の規定に違反してなされた登記があるときは、登記所は、遅滞なく、その登記をしている者にその旨の通知をしなければならない。

2 前條の規定に違反する登記をしている者は、前項の通知を受け

たとき又は第八條の規定により処罰されたときは、その通知又は判決の確定の何れか早い日から六月以内に、商号の変更の登記又はその登記の抹消をしなければならない。

3 第三條第二項の規定は、前項の違反行為があつた場合に準用する。

（使用等の禁止）

第六條 何人も、財記文字を含む名称又は財記商号と同一若しくは類似の名称を商号その他の営業を示す表示若しくは商品を示す表示として使用し、又はこれを使用した商品を販売し、配布し、交付し、若しくは販売、配布若しくは交付の目的をもつて所持してはならない。但し、左の各号の一に該当する行為については、この限りでない。

一 この政令施行の際既に財記文字を含む名称又は財記商号と同一若しくは類似の名称を使用している者か、昭和二十七年六月三十日までにその名称についてする行為

二 前号に掲げる者か、その名称と著しく異なる新しい名称を用させることを目的として、これと併用して昭和二十八年六月三十日（第二條の規定により指定された文字又は商号にかかるもの）について、その指定の日から二年を経過する日一までにする行為

三 財閥文字を含む名称又は財閥商号と同一若しくは類似の名称を使用した商品を譲り受けた者（次條第一項各号に掲げる会社を除く。）か、その商品について昭和二十七年十二月三十一日（第二條の規定により指定された文字又は商号にかかるもの）について、その指定の日から一年六月を経過する日。以下（同）一までにする行為

四 財閥文字を含む名称又は財閥商号と同一若しくは類似の名称とこれと著しく異なる新しい名称とを併用した商品を譲り受けた者（次條第一項各号に掲げる会社を除く。）か、その商品について昭和二十八年十二月三十一日（第二條の規定により指定

された文字又は商号にかかるもの）について、その指定の日から二年六月を経過する日一までにする行為

五 財閥文字を含む名称又は財閥商号と同一若しくは類似の商号を使用した商品を消費の目的で譲り受けた者かする行為

六 第三條第一項但書に掲げる会社のする行為又はその商号を使用した商品を譲り受けた者（次條第一項各号に掲げる会社を除く。）か、昭和二十七年十二月三十一日までにする行為

2 前項の規定は、会社の証券保有制限等に関する勅令第十四條第一項の規定に基く持株会社整理委員会の処分の効力を妨げるものではない。

（昭二五政一六八・昭二六政五六・一部改正）

（適用の除外）

第七條 第三條第一項及び前條第一項の規定は、左に掲げる会社以外の者か、昭和二十年九月一日以前から登記されている商号その他の名称を、この政令施行の際登記されている営業のために使用

する場合に、その名称については、適用しない。

一 旧持株会社整理委員会令（昭和二十一年勅令第二百三十三号）

第一條の規定により指定されたことのある会社

二 旧会社の解散の制限等に関する勅令（昭和二十年勅令第六百五十七号）第一條ノ二に規定する指定会社であつたもの

三 会社の証券保有制限等に関する勅令第一條第二項に規定する

従属会社若しくは関係会社であつたもの、同條第三項に規定する

関係会社若しくは関係会社であつたものにこれらの承継会社

（これらの会社との関係において同令第一條第五項及び第六項

にいう承継会社の関係にあるもの）又は同令第十四條第二項第

三号若しくは第四号に規定する会社

四 過度経済力集中排除法（昭和二十二年法律第二百七号）第三條

第一項の規定により指定された会社又は指定されたことのある

会社

前項の名称を商品又は商品若しくは営業の広告に使用する場合

2

には、その表示とともに、その営業又は商品がその名称中に含まれる財閥文字で表裏される財閥に關係がない旨を表示しなければならぬ。但し、商品又はその容器包装にその旨の表示をするとか著しく困難な場合には、顧客に刻し文書をもつてその旨を表示すれば足りる。

3 第一項の商号その他の名称は、譲渡をすることかできない。

4 前條第一項の規定は、個人かその営業一会社その他の共同企業を除く。一のために自己の氏又は氏名を使用する名称については、適用しない。

（昭二六政二四七・昭二六政二六一・一部改正）

（罰則）

第八條 第六條第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九條 第三條第一項、第五條第二項又は第七條第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、

又はこれを併科する。

第十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附 則 抄

1 この政令は、公布の日から起算して十四日を経過した日から施行する。

2 第六條第一項及び第七條第二項の規定は、昭和三十三年七月一日にその効力を失う。但し、同日前にした違反行為の処罰については、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則 (昭和二十五年五月一九日政令第一六八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十六年三月二九日政令第五六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 昭和二十六年六月八日法律第二二一号抄

1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

附 則 (昭和二十六年六月三〇日政令第二四七号)抄

1 この政令は、昭和二十六年七月一日から施行する。

8 この政令施行前にした旧会社の解散の制限等に関する勅令又は改正前の財閥商号の使用の禁止等に関する政令若しくは財閥標章の使用の禁止等に関する政令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和二十六年七月一日政令第二六一号)抄

25 1 この政令は、昭和二十六年七月十一日から施行する。

この政令施行前にした改正前の会社の証券保有制限等に関する勅令、財閥商号の使用の禁止等に関する政令、財閥標章の使用の禁止等に関する政令又は三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の旧役職員の就職制限等に関する政令に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一

三菱

三井

住友

別表第二

株式会社三菱本社

三菱重工業株式会社

三菱化成工業株式会社

旧三菱化工業株式会社

三菱石油株式会社

三菱汽船株式会社

三菱地所株式会社

三菱関東州マグネシウム株式会社

上海三菱倉庫株式会社

三菱電機株式会社

三菱鉱業株式会社

三菱商事株式会社

三菱化工機株式会社

三菱製鋼株式会社

三菱倉庫株式会社

三菱海運株式会社

三菱マグネシウム工業株式会社

満洲三菱機器株式会社

三菱製紙株式会社

株式会社三井本社

三井精機工業株式会社

三井倉庫株式会社

三井化学工業株式会社

三井鉱山株式会社

三井農林株式会社

三井船舶株式会社
三井造船株式会社
三井不動産株式会社
三井油脂化学工業株式会社
三井物産株式会社
三井木材工業株式会社
三井生命保険相互会社
三井木船建造株式会社
三井信託株式会社
株式会社住友本社
満洲住友金属工業株式会社
住友共同電力株式会社
住友倉庫株式会社
住友ボルネ才殖産株式会社
住友銅鉛工業株式会社

住友アルミニウム製煉株式会社
大阪住友海上火災保険株式会社
朝鮮住友軽金属株式会社
住友アルミニウム株式会社

外国人の商号に関する臨時措置令

（昭和二十五年一月二十八日
政令 第 十二号）

改正 昭和二十六年三月二十二日政令第 四八号

同 二十六年八月 一日同 第二七八号

外国人の商号に関する臨時措置令をここに公布する。

外国人の商号に関する臨時措置令

内閣は、ホツタム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第 五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

第一條 法務総裁の指定する国、その国の国籍を有する者又はその国に本店若しくは主たる事務所を有する法人（以下「指定国人」という。）の氏名、名称、商号、商標又はその他の営業を示す表示（以下「商号等」という。）か、この政令の施行の際、その施行地域内において広く認識されている場合において、その商号等

と同一又は類似の商号につきこの政令の施行前に同種の営業のため
に登記をした者一その指定国人かその商号等をいすれかの国に
おいて使用しはじめた後に登記した者に限る。一かあるときは、
その指定国人は、裁判所にその商号の使用を止めるべきことを請
求することかできる。

2 前項の請求を受けた者は、同項の規定にかかわらず、その商号
の使用を止めるべき旨の判決の確定した日から一年内に限り、既
にその商号を使用した商品を交付し、又は販売することかできる。
3 第一項の請求は、昭和二十六年七月三十日までに関り、するこ
とかできる。

（昭二六政四八。昭二六政二七八。一部改正）

第二條 前條第一項の規定による請求に基き、商号の使用を止める
べき旨の判決が確定した場合においては、商法（明治三十二年法
律第四十八号）第十九條、第二十條及び第二十二條の適用につい
ては、当該指定国人に対する関係においては、登記がないものと

みなす。

第三條 第一條第一項の規定による請求に基き、商号の使用を止め
るべき旨の判決が確定した場合において、被告が判決の確定した
日から六月を経過した後にその商号を使用し（同條第二項の行為
をする場合を除く。）、又はその期間内に商号の変更の登記若し
しくはその登記の抹消をしないときは、その者を三年以下の懲役若
しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他
の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前條の違反行為をし
たときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同條の罰
金刑を科する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 一昭和二十六年三月二十二日政令第四八号一

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十六年一月二十八日か

ら適用する。

附 則 (昭和二十六年八月一日政令第二七八号)
この政令は、公布の日から施行する。

連合国人に対する刑事事件等特別措置令 (昭和二十五年十月三十一日)
政令第三百二十四号
(公訴の制限)

第一条 左に掲げる者(以下「占領軍要員」という。)の犯した罪に係る事件については、公訴は、行わない。

一 連合国の軍隊の将兵
二 連合国人(法人を含む。以下同じ。)であつて、連合国占領軍に公に附属する者又は連合国占領軍に随伴してその要務に服する者

三 連合国人であつて、連合国の公務を帯びて日本にいる者
四 前各号に掲げる者に随伴するその配偶者、直系血族、兄弟姉妹及びその他の被扶養者

(占領軍要員の逮捕)

第二条 法令の規定により職務として逮捕の権限を有する者は、左の各号の要件に該当する場合に限り、占領軍要員を逮捕することがで

きる。

一 連合軍占領軍の警察機関が、逮捕の現場に居合せないこと。

二 占領軍要員が、他人の身体に対する危害又は財産に対する重大な侵害からなる罪を犯し、又は現に犯そうとしていること。

2 前項の規定により占領軍要員を逮捕した者は、直ちに、これをもよりの連合軍占領軍の機関に引き渡さなければならない。

政令第百二十三号

占領目的阻害行為処罰令

昭和二十五年十月三十一日

(定義)

第一条 この政令において「占領目的に有害な行為」とは、連合軍最高司令官の日本国政府に対する指令の趣旨に反する行為、その指令を施行するために連合軍占領軍の軍、軍団又は師団の各司令官の発する命令の趣旨に反する行為及びその指令を履行するために日本国政府の発する法令に違反する行為をいう。

(処罰)

第二条 占領目的に有害な行為をした者は、十年以下の懲役若しくは二十万圓以下の罰金又は拘禁若しくは科料に処する。

2 前項の罪には、情状により、懲役及び罰金を併科することができ
る。

3 前二項の規定は、連合軍最高司令官の指令又はその指令を履行す

原本不鮮明

るために日本政府の要する法令に特別の定がある場合には、適用しない。

(公訴の特例)

第三条 占領目的に有する行為からなる罪に係る事件については、公訴は、行わなければならない。

2 前項の事件についての公訴は、その事件の裁判管轄が連合国軍が占領裁判所に移された場合においては、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第二百五十七条の規定にかかわらず、いつでも、取り消すことができる。

3 前項の場合を除く外、第一項の事件については、公訴は、取り消すことができない。

附 則

1 この政令は、昭和二十五年十一月一日から施行する。

2 昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する

令に關する件に基く刑事裁判權等の特別に關する勅令(昭和二十一年勅令第百七十四号)は、廢止する。

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

法 務 省 大 橋 武 夫

内閣総理大臣 吉 田 茂

附 則 (昭二六政三三〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

原本不鮮明

正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願予備將校であつた者の調査に關する件

昭和二十一年六月二十日
（内務省令第三十号）

第一条 正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願予備將校（その範圍は別表の定めるところによる。以下陸海軍將校といふ。）であつた者は、昭和二十一年七月十日までに、その住所地の市町村長（東京都の区の存する区域では区長、以下これに同じ。）に、別記様式一により、申告書を四通提出しなければならない。

第二条 前条の規定による届出事項に変更を生じたときは、陸海軍將校であつた者は十日以内に現住地の市町村長に、別記様式二により変更届を四通提出しなければならない。

前項の届出を受理した市町村長は、その届が住所の変更届であつた場合には、直ちにその旨を、元の住所地の市町村長に通報しなければならない。

第二條の二 陸海軍將校であつた者が、死亡したときは、戸籍法第十八條に定められた届出義務者は、死亡の事実を知つた日から、十日以内に別紙様式三による死亡届四通を、死亡者の現住所地の市町村長に提出しなければならない。

(昭二一内令三四。追加、昭二四法庁令九。一部改正)

第三條 この法律の施行後、内地に住所を有するに至つた陸海軍將校は、内地の上陸港を出發した日から十五日以内に第一條の規定による申告をしなければならない。

第四條 市町村長前四條の規定による届出を受理したときは、直ちにその一通はその市町村の区域を管轄する地方長官に、他の二通は地方長官を経て法務總裁にこれを送付しなければならない。

(昭二一内令三四。昭二二法一九五。昭二二法二三九。一部改正)

第五條 第一條乃至第三條の規定に違反し届出を為さず又は虚偽の届出をした者は、これを三千円以下の罰金に処する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十一年九月一〇日内務省令第三四号)

この省令は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十二年一月一七日法律第一九五号) 抄

第十七條 この法律は、公布の後六十日を経過した日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十二年一月二六日法律第二三九号)

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十四年一月二九日法務庁令第九号)

この庁令は、公布の日から施行する。

別表 略

別紙様式一 略

原本不鮮明

出生。死亡及び死産の報告に関する件
昭和二十二年六月二十一日
厚生省令第一号

第一条 この省令は、戸籍法に定める出生及び死亡の届出並びに昭和二十一年厚生省令第四十二号（昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件）に基く死産の届出に関する規程一に定める死産の届出が、漏れなく且つ正確に、されてい
るかどうかを調査することを目的とする。

第二条 出生に立ち会った医師又は助産婦は、出生の日から三日以内に、出産地の市町村長へ東京都の区の存する区域並びに京都市、大阪府、横浜市、名古屋市及び神戸市においては区長。以下これに同じ。一に次の事項を報告しなければならない。但し、汽車又はその他の交通機関（船舶を除く。一の中で出生のあつた場合には、母が最初に降りた地の市町村長に、船舶の中で出生のあつた場合には、その船舶が最初に入港した地の市町村長に報告しなければならない。

一 出生の年月日

二 出生の場所

三 母の氏名及び住所

四 子の男女の別、若し氏名が定つてゐるときはその氏名

第三條 死亡を診断し、又は死体を検案した医師は、その診断又は検案の日から三日以内に、死亡地の市町村長に次の事項を報告しなければならない。但し、死亡地が不明の場合には、死体が最初に発見された地の市町村長に、汽車又はその他の交通機関（船舶を除く。）の中で死亡のあつた場合には、死体を最初に降ろした地の市町村長に、船舶の中で死亡のあつた場合には、その船舶が最初に入港した地の市町村長に報告しなければならない。

一 死亡の年月日

二 死亡の場所

三 死亡者の氏名、男女の別、年齢及び死亡当時の住所

第四條 死産に立ち会つた医師又は助産婦は、死産の日から三日以内に、死産のあつた地の市町村長に次の事項を報告しなければならない。但し、汽車、航海日誌を備えない船舶又はその他の交通機関（航海日誌を備える船舶を除く。）の中で死産のあつた場合には、母が最初に降りた地の市町村長に、航海日誌を備える船舶の中で死産のあつた場合には、この船舶が最初に入港した地の市町村長に報告しなければならない。

一 死産の年月日

二 死産の場所

三 母の氏名及び住所

四 死産児の男女の別

五 妊娠月数

第五條 第二條及び第四條の規定は、医師及び助産婦が同一の出生又は死産に立ち会つた場合には、助産婦につきこれを適用しない。

第六條 第二條乃至第四條の規定による報告を正当な理由がなくて怠り、又は虚偽の報告をした者は、これを五百円以下の罰金に処する。

附則

この省令は、昭和二十二年七月一日から、これを施行する。

○法務府設置法

(昭和二十二年十二月十七日)
法律第百九十三号 (抄)

第一條

(第三項)

法務総裁は、檢察事務及び檢察庁に関する事項、内閣提出の法律案及び政令案の審議立案、条約案の審議、内外及び国際法制の調査、国の利害に關係ある争訟、恩赦、犯罪人の引渡、国籍、戸籍、登記、供託、人權の擁護、行刑並びに更生保護に関する事項その他法務に関する事項、団体等規正令(昭和二十四年制令第六十四号)の規定による政党、協会その他の団体の結成の禁止等に関する事項、解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令(昭和二十三年政令第二百三十八号)の規定による国庫に帰属した財産の管理等に関する事項、連合国最高司令官の要求に基づく正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願予備將校であつた者の調査等に関する事項並びに公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)の規定

による覚書該当者の觀察等に関する事項を管理する。
第七条第三項 特別審査局においては、左の事務を掌る。

- 一 略
- 二 連合國最高司令官の要求に基く正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願予備將校であつた者の調査等に関する事項
- 三 略

法甲三

昭和27年1月16日

昭和27年1月14日

内閣官房長官
内閣官房副長官

内閣總理大臣官房總務課長

内閣總理大臣

法務總裁

木村 國務大臣	廣川 國務大臣	吉武 國務大臣	磯野 國務大臣
池田 國務大臣	高橋 國務大臣	野田 國務大臣	周東 國務大臣
天野 國務大臣	村上 國務大臣	大橋 國務大臣	山崎 國務大臣
橋本 國務大臣	佐藤 國務大臣	岡崎 國務大臣	國務大臣

別紙ポツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に関する件を基く
法務府関係諸命令の措置に関する法律案修正の件

を起案提出する。

修正案

呈案の通り

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府
関係諸命令の措置に関する法律案修正
第一条を削る。

第二条中「前条に規定する命令並びに」を削り、第三号を第四号と
し、第三号として次の一号を加え、同条を第一条とする。

三 沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令
(昭和二十三年政令第三百六号)

第三条を第二条とする。

第四条中第二項を第三項とし、同項中「前項を」前項に改め同條
第二項として次の一項を加え、同条
を第三条とする。

外国人の商号に関する臨時措置令第一条第三項の期日までに同、
、条第一項の規定による請求のあつた場合については、なお従前
の例による。

理由中「改廃」を「存廃」に改める。

号)

二 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令(昭和二十二年勅令第九号)

三 会社等臨時措置法等を廃止する政令(昭和二十三年政令第四百二号)附則第五条、第七条及び第九条

(命令の廃止)

第三條 左に掲げる命令は、廃止する。

一 民事裁判権の特例に関する勅令(昭和二十一年勅令第二百七十三号)

二 連合国占領軍財産等収受所持禁止令(昭和二十四年政令第三百八十九号)

三 財閥商号の使用の禁止等に関する政令(昭和二十五年政令第七号)

四 外国人の商号に関する臨時措置令(昭和二十五年政令第十二号)

五 連合国人に対する刑事事件等特別措置令(昭和二十五年政令第三百二十四号)

六 占領目的阻害行為処罰令(昭和二十五年政令第三百二十五号)

七 正規陸海軍将校又は陸海軍特別志願予備将校であつた者の調査に関する件(昭和二十一年内務省令第三十号)

八 出生、死亡及び死産の報告に関する件(昭和二十二年司法省令厚生省令第一号)

(廃止した命令に関する経過規定)

第四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

322 前項に規定するものを除く外、この法律の施行に伴い必要な経過的措置は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行

する。

2 法務府設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「、連合国最高司令官の要求に基く正規陸海軍将校又は陸海軍特別志願予備将校であつた者の調査等に関する事項」を削る。

第七条第三項第二号を削る。

理由

日本国との平和条約の効力の発生に伴い、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令について、^存改廃等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。